

核拡散問題とその対策の多様性

——とくに武力行使について考える——

山 田 浩

は し が き

筆者は昨年、論文「核拡散防止と核軍縮問題—〈第2核時代〉論について考える」（日本平和学会2005年度春季研究大会で報告し、のち『修道法学』第28巻第1号2005年9月刊）を発表した。そしてその結論部分で、下記のようなきびしい条件つきながらも、原則的には核拡散対策として武力行使を容認すると述べた。その条件とは、①外交など非軍事的手段をとりつくしたのちの軍事力行使であること。②国連の承認決議など、武力行使が圧倒的な国際的合意で裏打ちされていること。③特殊日本の条件としては、東北アジア地域における集団安全保障体制の構築とそれと相関関係にある日本国憲法（第9条）の改正。

予想したとおり報告会場で、またその後お送りした抜き刷りへの返信でも、この部分についてかなりきびしい批判をいただいた。その内容は、それぞれ批判のニュアンスに違いはあるにしても、要するにつぎの2点に集約できるように思う。①筆者は論文のなかで、イラク戦争など核拡散に対するブッシュ政権の軍事力行使を批判しながら、結論部分で原則的にしろそれを容認するのは論旨として首尾一貫していないではないか。平和学的な立場からは、理想論かもしれないが、あくまで非軍事的対策の堅持で一貫すべきだ。②現在進行中の米軍再編と日米間軍事一体化のなかで、憲法第9条の改悪が緊急の重要な政治課題になっており、そうした状況で原則的にしろ武力行使の容認は許されるべきではない。

これらの批判には、前記の3条件がある程度の解答になっていると思う

し、筆者としてもここでその基本的な立場を変えるつもりはない。しかし、前出の拙稿はこの問題を中心に構成されたものではないし、また3条件の説明も抽象的で、必ずしも説得的とはいえなかったので、本稿では主題として核拡散対策における武力行使問題を取り上げる。もっとも直ちにその課題には入らず、その前提として核拡散問題にかんする一般的な考察からはじめることにする。

前掲「山田論文」でも断っておいたことだが、核拡散は正確には生物・化学兵器をふくめて大量破壊兵器（WMD）拡散というべきであるが、本稿では考察の中心を核拡散におき、あえて WMD 拡散という表現は避けることにした。一方、K.N. ウォルツなどの一種の核拡散容認論については、前掲「山田論文」では検討の対象外としたが、本稿では現在の支配的な核拡散反対論を理解する一助として、その理論的な特徴について考察することにした。

核拡散とその周辺の諸問題をめぐる歴史的整理

一戦後核不拡散政策の略史

核拡散問題は、国際政治上の多くの問題と関連をもっているが、この関係について歴史的・理論的に整理し、核拡散の特徴や位置づけを明らかにしておきたい。それについては、時期区分として第2次大戦後の米ソ冷戦期と冷戦崩壊後の時期に分けることが便利である。

1. 米ソ冷戦期

(1) 核不拡散と核独占。戦後初期の核不拡散政策は、アメリカによる核独占と不可分であった。その特徴は、露骨なマクマホン法（1949年8月）はもちろん、それと交錯しながらすすめられた国連での原子力国際管理交渉におけるアメリカのバルーク案においても、基本的にまったく同じであった。当時はアメリカの一国独占であるが、その後は複数の核保有国の独占となる。

(2) 1950年代の核拡散問題

a) ソ連による核実験の成功，原水爆時代下の米ソ間核軍拡の激化，「拡大抑止」＝軍事同盟（集団的安全保障）体制の進展とともに，米ソ両国以外への核兵器の拡散がはじまる。しかし，それは「垂直的核拡散」(**vertical proliferation**)といわれ，他国に拡散した核兵器の発動権はあくまで米ソ両国にあり，したがってそれは一種の核軍拡ではあっても，「水平的核拡散」(**horizontal proliferation**)といわれる米ソ両国以外の国独自の核武装を意味する本来の核拡散ではなかった。

これに対して核不拡散のための対策には，まず軍事同盟からの離脱をめざす非同盟中立があり，また核兵器の廃棄や制限につながる軍縮および軍備管理があげられる。後者の一例として，核非武装地帯の設定がある。

b) 「平和のための原子力」問題。原子力エネルギーに対する非核保有国への関心が高まり，この分野におけるソ連の進出も無視できないので，アメリカは公然たる核独占政策を転換し，原子力の平和利用に限ってこれら諸国のアクセスを認め，西側に有利に事態をコントロールする構想をうちだした。アイゼンハワー大統領による「平和のための原子力」(**Atoms for Peace**)演説（1953年12月）がこれで，その国際的な推進機関が国際原子力機関（**IAEA**）であった（発足は1957年7月）。アメリカは1956～59年間に40ヵ国と核協力協定を結び，軍事利用の阻止をめざす保障措置（**safeguard**）協定を相手国が受け入れる代わりに，平和利用のための施設や技術を提供することにした。この政策は核不拡散をめざしながらも，結果的には核拡散を助長するための素地をつくることになった¹⁾。

1) G.T. Gardner, *Nuclear Non-Proliferation: A Primer*, 1994, pp. 39–40; H. Müller, D. Fischer & W. Kötter, *Nuclear Non-Proliferation and Global Order*, 1994, pp. 15–16.

(3) 武力行使から核不拡散条約 (NPT) へ

a) フランスおよび中国による独自の核武装。これにはいろいろの要因が考えられるが、フランスの場合には NATO の多角的核戦力 (MLF) 構想、中国の場合には中ソ対立との関連が重要である。アメリカは両国の核開発にはげしく反発しながらも結局はこれを容認するが、その対応には明らかに差異があった (ダブル・スタンダード)。とくにケネディ政権下で、中国核開発基地への空爆などの軍事行動が真剣に検討されたことは重要である。

b) NPT レジームの定着。ジョンソン政権のもとで、中国核開発に対する武力制裁方針は基本的に放棄され、ソ連との密接な協調関係のもとで、NPT を軸とする核不拡散体制づくりが進行する。原子力の平和利用が核兵器開発につながらないように、核関連資機材の輸出規制が強化され、輸入国側の保障措置も整備された。このことは1970年代における米ソ間デタント、国際的な軍縮・軍備管理の展開と密接に結びつく。この時期は NPT レジームの定着と発展の10年間といえるが、それへの挑戦がなかったわけではない。たとえば、①1974年5月インドによる「平和的な地下核爆発」②オイル・ショックを契機に高まる原発への関心と軍事利用の危険性の増加²⁾。

1980年代に入り米ソ間デタントの崩壊と「新冷戦」を迎え、核不拡散問題は米ソ間の戦略課題に比べて従的なものと評価された。アフガニスタン侵攻のソ連軍に対する戦略的配慮から、同国の秘密裡の核開発が黙認されたのはその一例である。この意味でレーガン政権は、新しい核拡散の戸口を開いたとさえいわれる³⁾。

2) Gardner, *op. cit.*, pp. 41-43. なお、NPT の発想は1958年アイルランドの国連提案にはじまり、61年には国連総会で異議なく採択された。D. Howlett & J. Simpson (eds.), *Nuclear Non-Proliferation: A Reference Handbook*, 1992, pp. 20-21.

3) Gardner, *op. cit.*, pp. 45-47.

II. 冷戦後の核（WMD）拡散問題

(1) 核拡散阻止をめぐる楽観論

- a) 冷戦崩壊直後の短い時期に、世界的に核軍縮の将来について楽観論が台頭したが、それは核拡散問題についても例外ではなかった。現在は核不拡散が勝利する「黄金のチャンス」だ、とさえ述べた論者もあった⁴⁾。
- b) 冷戦期から核拡散は不可避であり、核拡散がすすんでも国際的平和や安定の阻害要因とはならないとする少数説の楽観論があり、それは冷戦後も引き続き存在した。
- c) これらの楽観論は、その後国際環境の変化のなかで批判され、核拡散の帰結をめぐる悲観主義的見解が支配的となった。1992年1月国連安保理事会は、核（WMD）拡散が国際的な平和と安全にとって大きな脅威とする趣旨の決議536をはじめ採択し、以後これが国連の基本姿勢となった⁵⁾。

(2) 新しい核拡散の危機

- a) 冷戦後の国際政治の構造的変化。アメリカの一極覇権（新帝国主義）の形成、米ソ間の核戦争危機に代わる地域的紛争の激化。
- b) 第3世界地域における核拡散は、アメリカの安全保障に対する深刻な脅威とされた。それと非国家的アクター（テロ組織）との結びつきも危惧され、9・11同時多発テロはこうした脅威を現実的なものとして印象づけた。
- c) アメリカを主体とする核不拡散政策にいぜんとして存在するダブル・スタンダード。それはイスラエルの核とイラン・イラクの核開発との対

4) T.W. Graham, "Winning the Non-Proliferation Battle", *Arms Control Today (ACT)*, Sept. 1991, pp. 12-13.

5) M. Reiss & R.S. Litwak (eds.), *Nuclear Proliferation After the Cold War*, 1994, pp. 327-328. 外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』（第3版）176頁では、安保理事会の議長声明となっているが、決議ではないか。最近では2004年4月、WMDの不拡散への国際社会の取り組みを要請する安保理事会決議1540が採択された。『同書』14頁。

比にもみられるが、最近の典型的な例は、NPT 未加入のインドとアメリカとの間の民生用原子力協力にかんする合意（2006年3月）である。それはインド核保有への容認を意味し、NPT レジームへの信頼性を損なうものであった⁶⁾。

(3) 核不拡散レジームから「核拡散対抗」(counterproliferation)へ

a) 南アフリカ共和国の核廃棄宣言（1993年3月）、アフリカ非核地帯条約の調印（1994年4月）など、核不拡散対策は一定の成果を収めたが、その一方でイラクや北朝鮮の核開発疑惑をめぐり、NPT を軸とする核不拡散レジームへの批判が高まった。

b) 「核拡散リング」(Nuclear Proliferation Rings)の問題。「第2層核拡散」(Second-Tier Nuclear Proliferation)、「国際的な核拡散の地下ネットワーク」ともいわれるが、要するにマスコミでいう「核の闇市場」の問題である。それは米ロ両国をはじめ先進工業国が公然と関与する「第1層核拡散」ではなく、パキスタンや北朝鮮など新規の核開発国が積極的に関与する、核関連資機材・技術の秘密取引によって作りだされた核拡散危機の問題である。ブッシュ米大統領も2004年2月の演説でこの点を認め、それに対する7項目の対策を提案した⁷⁾。

c) 核不拡散レジームに対して武力行使論の台頭がめだち、ブッシュ政権の下でイラク戦争というかたちで実行された。

6) ブッシュ政権は、核保有について「良い国と悪い国」を区別し、「良い国」にはNPTの例外措置を認めた。S. タルボット「核合意は核不拡散体制を脅かす」『論座』2006年5月号291-293頁。

7) C. Braum & C.F. Chyba, "Proliferation Rings: New Challenges to the Non-Proliferation Regime", *International Security*, Fall 2004, pp. 5-6; G. Kampani, "Second Tier Proliferation: The Case of Pakistan and North Korea", *Nonproliferation Review*, Fall/Winter 2002. 外務省軍縮不拡散・科学部編集『前掲書』15頁。

核不拡散と核輸出管理制度

核拡散対策では、よくいわれるように供給（supply）と需要（demand）の二つ側面から追求される必要があり、法的にもそうした両面構造がみられる。NPT 第1条は、核兵器国は核爆発装置・技術の一切を与えてはならないとする供給側の禁止規定であり、第2条は非核兵器国は核爆発装置を製造せず、またそのために他国からの援助を求めてはならないという需要側の義務規定である。ところで、核拡散問題には供給と需要のいずれが重要かといえば、最終的には核開発をめぐるそれぞれの国の政治的決意、つまり需要側に決め手を求める見方がより妥当性をもつ⁸⁾。もっとも供給側の事情が、需要側の行動に大きく影響することも当然であり、本節ではまず前者の問題からはじめる。供給側の問題といっても、典型的には核関連資機材・技術をめぐる貿易にあることはいうまでもない。

すでに述べたようにアイゼンハワー米大統領の「平和のための原子力」演説以来、非核兵器国による原発など原子力の平和利用が、アメリカはじめ先進工業国の諸種の協力のもとですすめられ、それは NPT レジームの柱の一つとして継承されてきた。そこで問題になるのは、何といたっても輸入された濃縮ウランやプルトニウムなどの核物質と資機材・技術が、核兵器の製造など軍事的に利用されないための措置である⁹⁾。それにはまず、おもに先進工業国の輸出品目について、それが核兵器の開発につながらないように管理・規制するシステムが必要になる（NPT 第3条2）。この核輸出管理レジームは参加国による自主的な組織で、核開発につながる核物質、資材・技術はどのようなものかについて共通認識をもち、それを規制

8) S.D. Sagan, "Why Do States Build Nuclear Weapons?", *International Security*, Winter 1996/97, p. 56.

9) 2005年9月発表された IAEA の報告書によれば、2004年までの過去14年間に662件の核物質や放射性物質にかんする不正取引が確認され、そのなかには少数ながら軍事転用の懸念が残る濃縮ウランやプルトニウムのケースもふくまれていたという。『中国新聞』2005年9月29日付記事。

品目としてリスト化するとともに、それについてそれぞれの国内法に基づき、厳格な輸出管理をめざすものであった。原子力平和利用の確保のためには、核輸出管理とも無関係ではないが、非核兵器国における国内の原子力事情に直接かかわりをもつ「保障措置」の問題があり、これについてはのちに改めて取り上げる。

核輸出管理のための最初の国際組織はザンガー委員会（1974年設立、2004年現在参加国35）で、共産圏諸国の参加や規制品目リストの追加・整備もすすみ、本格的な輸出管理組織として整備されたが、欠陥は規制対象が原子力専用品に限定されていた点にあった。この欠点を補い、輸出管理対象品目を原子力専用品および関連技術にとどまらず、原子力関連軍民汎用（dual-use）品および技術まで拡大することをめざして、1978年1月核供給国グループ（Nuclear Supplier Group, NSG 最初の会場場所にちなんでロンドン・クラブともいわれる。2005年7月末現在参加国45）が結成される。その設立の背景としては、すでにふれた1974年のインドによる「平和的核爆発」、73年の石油ショックのなかでの世界的な原発ブームに触発された核拡散危機への対応もあるが、そこには核関連品目の主要な輸出国でありながら、当時 NPT にもザンガー委員会にも加入していないフランスを、核輸出管理の枠組みに組み込もうとする狙いもあった。しかし、設立当初に採択されたガイドライン・パート1は、これまでの原子力専用品および関連技術の輸出規制にとどまっており、湾岸戦争後の査察でイラクの核開発計画における先進工業国（とくに西ドイツ）からの輸入原子力汎用品および関連技術の介在が暴露されたのちは、その有効性が問題とされた。こうした批判をふまえて、1992年4月ガイドライン・パート2が採択され、汎用品をふくめた広範な項目が輸出規制対象に組み込まれた。同年7月 IAEA は、修正されたガイドラインおよび規制対象になる汎用品目リストを IFNCIRC（Information Circular）/254 /Rev. 1/Part 2 として公表した¹⁰⁾。

10) E. Bailey, R. Guthrie, D. Howlett & J. Simpson, *The Evolution of the Nuclear Non-Proliferation Regime*, Vol. 1., 2000 (PPNN Briefing Book, Sixth Ed.) pp. 53-56. ↗

その後も核関連資機材・技術の輸出管理の強化がすすめられ、代表的ものとしては2003年5月クラコウ市（ポーランド）におけるブッシュ大統領演説で提起された「拡散安全保障イニシアティブ」（**Proliferation Security Initiative, PSI**）構想がある。また PSI 構想をふまえたアメリカのつよい要請で、2004年4月国連安保理で決議1540が採択されるが、その特徴は基本的に同年2月、ブッシュ政権が WMD とたたかう国家戦略で打ちだした「拡散対抗」政策のなかの「阻止」の具体化にほかならなかった。こうした動きの背景としては、すでに指摘しておいた「核拡散リング」が重要である。第3世界諸国における核開発には、きびしい核貿易管理下にある先進工業国からの核関係品目の輸入よりも、北朝鮮やパキスタンなどまだ未熟なレベルにありながらも、初歩的な核兵器や運搬手段をもつにいたった国からの核関連資機材・技術の導入がより好都合である。いわゆる「核の闇市場」の問題で、パキスタンの A.Q. カーン博士による秘密工作の暴露で注目されたが、これを封じ込めるためには、これまでの先進工業国中心の「第1層核拡散」対策では不十分である。インド、イスラエル、パキスタン3国は NPT 未加入だし、マレーシア、トルコはザンガー委員会にも NSG にも加入していないということも問題となる¹¹⁾。

ところで、PSI 構想の特徴と問題点はなにか。その「阻止原則宣言」（**Statement of Interdiction Principles** 2003年9月現在11カ国が合意）によれば、① PSI は WMD、その運搬手段および関連物資の陸上・海上・航空輸送が、「拡散懸念国家」（**States of Proliferation Concern**）との間でおこなわれるのを阻止するための措置と活動。② PSI は①の目的の達成をめざす情報交換や協同行動、訓練・演習を組織するための多国間協力である。とはいえそれは条約ではなく、あくまで「有志連合」（**coalition of the willing**）による国際的活動である。③ WMD やその運搬手段および関連物資が、拡

↘ 外務省軍縮不拡散・科学部編集『前掲書』152-156頁。

11) Braum & Chyba, *op. cit.*, pp. 32-35; D. Albright & C. Hinderstein, “Unraveling the A.Q. Khan and Future Proliferation Networks”, *The Washington Quarterly*, Spring 2005, pp. 119-122.

散懸念国家や非国家主体に輸送されようとしている場合、PSI に合意した国家は関係国家の承認がえられ、正当な理由が示されるならば、乗船（搭乗）検査をおこなったり、領海・空の通過権を拒否したりすることができる¹²⁾。この点で話題を集めたのは、リビア核放棄の少しまえに起こったBBC チャイナ号（ドイツ船籍）事件であった。すなわち、そこではリビアに遠心分離機の部品を運ぼうとした同号が、スエズ運河から地中海に入ったところで米英海軍に追跡され、イタリア政府の了解の下でイタリアの港で臨検され、積荷を没収された経過が注目された¹³⁾。

PSI 構想が、かなり具体的な前進をみせてきたことは否定できない。この構想は最初11カ国の参加ではじまったが、今日60カ国の支持を集めるようになったし、多国間の情報交換や阻止訓練にも進展がみられるようになった。しかし、もちろん問題点がないわけではない。まず「拡散懸念国家」の定義が不明確で、国際法上の差別を生みだしかねないこと。また核不拡散対策において実際的な行動を重視する点は評価されてよいが、それが国際法上の制約を回避しようとして、国際海・空域の不可侵や他国の領海空域内の自由な通行という、伝統的な国際法上の権利の侵害につながるとすれば問題である。第3世界諸国との関係でいえば、多角的な貿易管理が高い技術を開発途上国に与えないようにするための「供給者カルテル」とみられていることも事実である。さらに注目されるのは、PSI は「核拡散リング」などが生み出す新しい核拡散危機の解決とは直結しないことである。核不拡散政策は「多層化された不拡散防衛」(layered nonproliferation defense) でなければならず、PSI は広範な核不拡散政策の道具箱のただひとつの要素に過ぎない。PSI とともに外交や条約レジーム、核輸出管理や

12) Ibid., pp. 35-41; U.S. Dept. of State (Bureau of Nonproliferation), Proliferation Security Initiative; SIPRI Yearbook 2004, pp. 581-584. 外務省軍縮不拡散・科学部編集『前掲書』167-169頁。戸崎洋史「拡散防止構想 (PSI)」黒沢満編『軍縮問題入門』所収165-168頁。

13) A.C. Winner, "The Proliferation Security Initiative: The New Face of Interdiction", The Washington Quarterly, Spring 2005, pp. 137-138.

保障措置（査察）その他の要素も、これまで以上に強化される必要がある。しかも重要なことは、これまで述べてきた核輸出管理など核不拡散政策をめぐる「供給」面のみならず、当該国家が直面する対外的な安全保障上の脅威など、核開発を迫る「需要」面での諸事情にも配慮することであろう¹⁴⁾。

核輸出管理には、以上のほかにも核兵器を運搬できるミサイルやミサイル技術の移転を防止するミサイル技術管理レジーム（MTCR 1987年4月設立）、生物・化学兵器の輸出阻止のためのオーストラリア・グループ（AG 1985年6月設立）がある。また1996年7月には、冷戦終結で存在意義を失ったココム（COCOM）の後継組織として、通常兵器およびその製造に必要とされる汎用品・技術の輸出規制をめざすワッセナー協定も締結された。その狙いは地域紛争の激化をおさえ、テロ組織にそうした兵器・技術がわたるのを阻止するところにあった。

核不拡散と保障措置

アイゼンハワー米大統領の「平和のための原子力」演説以後、非核兵器国による原発など原子力の平和利用が認められたが、もちろんそれは野放しではなかった。「供給」側の核兵器国をはじめ先進工業国による核関連物質、資機材、技術をめぐる輸出規制についてはすでに述べたが、「需要」側である受入国においても原子力の平和利用に当たり、ウランやプルトニウムのような核物質等が軍事的に転用されないための措置が不可欠とされた。これがIAEA憲章第3条A5に明記されている「保障措置」（safeguard）で、のちにふれるようにIAEAは締約国が締結すべき保障措置協定のモデルを作成、これにしたがって各国はIAEAとの間で協定を締結した。NPTも第3条1において、締約国である非核兵器国に対して、国内のすべての核物質を対象とするIAEA保障措置の受諾を義務づけている。

14) Ibid., pp. 136-137; Braum & Chyba, op. cit., pp. 42-43; J. Joseph, "The Proliferation Security Initiative: Can Interdiction Stop Proliferation", ACT, June 2004, pp. 12-13; S. Jones, "Resolution 1540: Universalizing Export Control Standard?", ACT, May 2006, pp. 19-20.

原子力の軍事利用を阻止するための保障措置は、IAEAの発足以前から存在した。アメリカは早くから他国に渡した核物質や技術についての保障措置の実施を管理してきたし、1957年にはヨーロッパ原子力共同体(EURATOM)がつくられ、それにEC諸国内の核施設を管理する権限が与えられていた。また同年IAEAが設立され、その主導のもとで保障措置が広く国際的な規模で展開されることになった。1965年初期のモデル協定としてINFCIRC/66がつくられたが、これは協定で取り決められた範囲の特定の核物質や資機材についてのみ(item-only)、疑惑のある場合に査察が認められるというきわめて限定的かつ不十分なものであった。この欠点を是正するモデル協定として、1971年にINFCIRC/153が採択されるが、これは原子力の平和利用に関係するあらゆる核物質や資機材を査察対象とする包括的な(comprehensive or full-scope)保障措置協定であった。1970年代までに実際に運用されていた保障措置は、ユーラトム諸協定、INFCIRC/66および153の三つであり、その後のIAEAの保障措置はこれらを継承しながら、その拡大・強化の道をすすむことになる¹⁵⁾。保障措置のための具体的手段としては、NPT締約国である非核兵器国のIAEAに対する報告、IAEAと保障措置協定を締結した国によって整備された国内計量管理制度(State System for Nuclear Material Accountancy and Control, SSAC)、それに査察などがあげられる。SSACは原子力施設に核物質がどれだけあり、一定期間にどれだけ搬入され搬出されたか、現在どのような核物質がどれだけ残っているかを計数的に把握するシステムであり、査察には前出IAEAへの報告にふくまれる情報を検認する特定査察、また原子力施設のすべてではなく、「戦略的ポイント」に限定してなされる通常査察、異常な事態の場合の特別報告に基づいておこなわれる特別査察がある¹⁶⁾。

15) G.T. Gardner, *Nuclear Nonproliferation: A Primer*, 1994, pp. 67-74.

16) 外務省軍縮不拡散・科学部編集『前掲書』72, 208頁。宇佐美正行「核不拡散と国際保障措置の強化策—IAEA追加議定書を中心に」金沢工大国際学研究所『核兵器と国際関係』所収209-212頁。

1970年代は、西ドイツや日本など先進工業国の核エネルギー計画こそ核拡散の主要な源泉とみられていた時期だけに、INFCIRC/153に代表されるIAEAの保障措置は有効に機能しえたといえるが、やがてその欠陥が露呈される段階を迎える。1980年代では、「新冷戦」のもとでアメリカは対ソ戦略的配慮を優先し、核拡散（印パ両国による核開発）に関心であったことが問題になる。しかし、核拡散の深刻さが大きく表面化したのは、米ソ冷戦の崩壊、核大国ソ連の脅威の消滅、核拡散の中心がアジア、アフリカ、中近東という第3世界諸国に移ったことが契機となった。とくに注目されたのは、1990年代初頭におけるイラクや北朝鮮の核開発疑惑であって、それはすでに述べた核輸出管理の強化をもたらしただけではなく、IAEAの保障措置協定の不備をも露呈し、その改革を迫ることになった。これまでの包括的保障措置は、締約国が国内のすべての核物質を申告することを前提としているため、その国が秘密におこなう開発行動を探知することはきわめて困難であった。IAEAが未申告の原子力活動を探知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止するには、多くの障害があったからである。

INFCIRC/153に基づく保障措置の欠陥について、多少とも具体的に整理すればつぎのようになる。①IAEAの査察は、NPT締約国が申告した核物質、また核物質が搬入された原子力施設についてのみ認められること。②核施設の建設について、IAEAが事前に保障措置に適合するように指導・監督できないこと。③査察に際して無制限なアクセス権はなく、リストされた工場での「戦略的ポイント」へのアクセスに限定されていること。④核開発疑惑のときの特別査察にしても、ルーティン化された査察リスト以外の場所については、当該国の承認が不可欠なこと。⑤IAEA全予算のなかで保障措置関連予算の割合は約40%と少なく、しかもその予算の70%以上は、すでに大量の核物質が搬入されていながらも、ヨーロッパ諸国や日本など核拡散の可能性の少ない先進工業国におけるルーティン化された査察に支出されており、第3世界における核拡散疑惑に対する新規の査察は、予算的にも制約されていること。このことはまた、1986年以来実質ゼロ成

長という IAEA 予算の問題点とも関係があった¹⁷⁾。この IAEA 保障措置の欠陥については、湾岸戦争後のイラク核開発にかんする調査において実際的に裏づけられた。戦後の国連安保理決議687に基づき、国連イラク特別委員会 (UNSCOM) や IAEA による戦前のイラクにおける秘密の核開発の実態解明、将来における核開発の再開を阻止するための努力が、イラク政府による種々の妨害にもかかわらず徹底してすすめられた。その査察調査の結論は、フセイン大統領が実際に使用できる核兵器を手に入れるにはなお多くの歳月が必要であったにもせよ、イラク核開発計画の目的は濃縮ウランをつくり、核兵器能力の獲得にあったとされ¹⁸⁾、INFCIRC/153 に代表される IAEA の保障措置の不備が明らかになったからである。この意味では、イスラエル空軍によるバグダッド近郊オシラク (Osiraq) の研究用原子炉爆撃は、その手段の不当性はともあれ、IAEA 保障措置の欠陥にも起因する暴発という解釈も許されなくはない。かようにみえてくると、湾岸戦争は秘密の核開発への対応という観点から、NPT の核不拡散レジームの歴史に新しい1ページ加えたものとの評価は適切である¹⁹⁾。

秘密の核開発阻止をめぐり、核輸出管理の強化についてはすでに述べたとおりだが、それはもちろん IAEA 保障措置の改善・強化とも無関係ではなかった。そしてポイントのひとつは核疑惑をめぐる査察権限の拡大・強化にあり、その多くの部分は湾岸戦争後の IAEA や UNSCOM によるイラク核開発の実態、また戦後イラクの非核化確保のための査察活動のなかで、すでにかなり実現されていた。しかし、その方向が公式的に定着されるのは少し遅れ、その間 IAEA 内で審議を重ねつつ1995年3月の理事会において、

17) Gardner, op. cit., pp. 74-75; Müller, Fisher & Kötter, op. cit., pp. 137-1138. 外務省軍縮不拡散・科学部編集『前掲書』74-75頁。

18) D. Albright & M. Hibbs, "Iraq and the Bomb: Where They Even Close?", The Bulletin of the Atomic Scientists (BAS), March 1991, p. 16; SIPRI Yearbook 1993, pp. 691-692.

19) Müller, Fisher & Kötter, op. cit., pp. 131-132, 133-137; SIPRI Yearbook 1992, pp. 93-95.

「93+2 プログラム」の採択というかたちで実現される。その名称は、その後2年間で実行されるはずの93年に起草されたプログラムという意味で、97年5月の理事会で最終的に「追加議定書」(Additional Protocol)、すなわちこれまでの包括的保障措置に追加するモデル議定書 (INFCIRC/540) として承認され、IAEA 内に伝達された²⁰⁾。

「追加議定書」の特徴は、要するに IAEA に申告される情報および検認対象を拡大し、また IAEA 査察官の開発疑惑項目に対する自由なアクセス権を確保することにより、従来の包括的保障協定下でおこなわれた検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するための、より強化された権限を IAEA に与えようとする点にあった。それは IAEA の保障措置を、すでに登録された核物質や核活動をただモニターする量的なものから、核物質および核関連諸活動の包括的な全体像を解明しようとする質的なシステムへ再構成することをめざしたといえ換えることもできる²¹⁾。さらに注目されるのは、この「追加議定書」の内容が単に新しい保障措置の基準として示されただけにとどまらず、実際の政策のなかに取り入れられたことである。1998年10月イラク政府の全面的な協力拒否で UNSCOM 査察団がイラクから撤収したのち、翌年12月国連安保理決議 1284 でこれに代わる「国連監視検証査察委員会」が組織され、イラク政府に対してあらゆる場所への即時・無条件・無制限の査察要請がなされ、イラク側もこれを受け入れた。結局はこの査察団のイラクからの撤退、イラク戦争の勃発となるのだが、重要なのはこうした査察要請が受け入れられたことである。しかもよく知られているように、イラク戦争における戦闘行動の終結後、「イラク監視グループ」(ISG) による WMD の搜索・調査がなされたが、その報告書によれば WMD の存在は確認できなかった。そしてこうした結果の原因

20) PPNN Briefing Book, Vol. 1. (2000 Sixth Ed.) pp. 43-45. 前掲「宇佐美論文」217-218頁。

21) Arms Control Association, Fact Sheets: The 1997 IAEA Additional Protocol At a Glimpse, Jan. 2005. 外務省軍縮不拡散・科学部編集『前掲書』73-74頁。Braun & Chyba, op. cit., pp. 29-32.

について、湾岸戦争以来のイラク国内における国連のきびしい査察活動の成果をあげる論者も少なくない。かように「追加議定書」の方向の有効性は認められるにしても、おもに国家主権の尊重を理由に現在これを批准している国は、NPT 締約国189カ国のうちわずか73カ国であることは問題である²²⁾。

なぜ国家は核拡散に向かおうとするのか？

核不拡散をめぐる「需要」側の問題として、これまで NPT 締約国で非核兵器国に対する IAEA の保障措置についてみてきたが、もっと根本的には、そうした国家はなぜ核拡散に向かおうとするのかが問われなければならない。外部からの核関連資機材・技術輸出にかんする規制、非核保有国内の原子力活動が軍事利用に転移されないための保障措置はもちろん重要だが、基本的な核拡散阻止の実現のためには、それらの国による核開発意図の消滅こそが、あくまですべての前提となるからである。ところで、非核兵器国が核開発を迫及しようとする基本的な誘因については、S.D. サガンの論文によれば、多様な動機のなかでとくにつぎの3項目が取り上げられている。

(1) 対外的な脅威の存在とその性格があげられ（安全保障モデル）、核拡散の歴史はこの脅威に対する戦略的な連鎖反応にはかならない。具体的には、アメリカの核戦力への対抗策としてのソ連の核開発、アメリカの核脅威と中ソ対立のもとでの中国の核保有、印パ間の核開発競争などがあげられる。もっともこの連鎖反応は相互的で、米ソ間の核軍拡競争にみられるように、そこでは一国の核開発ないし核強化が相手国の安全保障上の脅威を増幅し、その結果としての相手国の核対策が自国の核態勢の強化に拍車

22) 外務省軍縮不拡散・科学部編集『前掲書』33-35頁。「第2層核拡散」という新しい状況のもとで、単なる「追加議定書」の批准国の増加という数の問題にとどまらず、保障措置や査察システムの能力や権限のさらなる強化が、検討の対象とされていることにも注目したい。J. Boureston & C.D. Ferguson, “Strengthening Nuclear Safeguards: Special Committee to the Rescue?”, ACT, Dec. 2005, pp. 18-20.

をかけるといった、らせん状の相関関係の存在が指摘される。したがって、「核開発停止」(nuclear hedging or restraint) から「核開発放棄」(nuclear reversal) にいたる核拡散阻止の実現のためには、対外的脅威にさらされている国に対する積極的ないし消極的安全保証の提供、最終的にはそうした脅威の消滅の可能性が示されなければならない。確かに印パ両国の核開発、南アフリカ共和国による核放棄は、この安全保障モデルで説明できるが、それで十分とは到底思えない。核開発への動機には、単なる安全保障の手段以上の要素がふくまれているからである²³⁾。

(2) 核開発の政策決定は、国内政治のなかでそれを推進しようとする勢力の政治的主導権の確立と不可分である(国内政治モデル)。これらの勢力は、①核エネルギー事業の関係者幹部、②職業軍人層の中核部分、③これらと関係の深い政治家、で構成される。安全保障モデルのケースとされるインドの核開発にしても、中国による核実験の脅威がインドの核開発の決め手になったのではない。それは核開発をめぐる長期的な国内政治闘争の幕開けの契機となっただけで、それが開発決定に直結したわけではない。1974年5月ガンジー政権による「平和のための地下核爆発」は、対外的な安全保障上の脅威よりも核開発推進勢力による政治主導権の確立など、国内政治的条件によるところが大きかった。この点は、アルゼンチンやブラジルその他における核開発放棄についても当てはまる。アメリカの核不拡散政策とのかかわりでいえば、国内政治モデルではそれぞれの国の国内事情に力点がおかれ、それだけに問題はアメリカのコントロールの圏外にあるといえる。この視点からすれば、核不拡散政策において軍勢力よりも、広いセットの非軍事的外交努力のもつ重要性が改めて強調されなければならない²⁴⁾。

23) S.D. Sagan, "Why Do States Build Nuclear Weapons?: Three Models in Search of a Bomb", *International Security*, Winter 1996/97, pp. 55-63.

24) *Ibid.*, pp. 63-73. イランの核開発計画にしても、国外からの圧力よりも、改革派も右派も核開発にはともに賛成という国内の政治動向が決め手になったといわれる。CFR ミーティング「イランの核開発危機を検証する」『論座』2006年4月号 ↗

(3) 核保有は国際社会で、国家の独立性や偉大さを示す重要なシンボル機能をもつとして、核開発を正当化する立場（規範モデル）で、フランス独自の核武装の場合が典型的である。その核武装は、戦略的には米ソ間核バランスの「相互の非脆弱性」(mutual invulnerability) 状況のもとで、ソ連の核脅威に対して「比例的抑止」(proportional deterrence) 論の立場から、核武装とフランスの安全保障との不可分の関係が強調されるが、多くの論者はドゴールの核武装路線が、何よりもアメリカに対するフランスの外交的主体性のドラマテックなシンボル表現であることの意義を重視する。しかし、これはドゴールのフランスには適切であっても、イラクや北朝鮮などによる核開発には妥当性をもたないし、ましてや南アフリカ共和国やウクライナの核放棄の説明としてはまったく不十分である。また核不拡散政策の構成要素として、規範モデルはいささか抽象的で、具体性に乏しいことも批判されなければならない²⁵⁾。

(4) 以上のサガンによる整理と同じような見解はほかにもみられ、なかにはサガンはあまりふれていないが、かなり重要と思われる論点もふくまれている。それは科学・技術のグローバルな発展と分散、そのもとでの非核兵器国の科学・技術の水準と核拡散との密接な関係に注目する立場である(科学・技術モデル)²⁶⁾。そのなかには、科学・技術の高度化と分散は、核拡散の促進要因としてよりもむしろ制約要因になるとの見解もある。その理由としては、グローバルには高い科学・技術の分散がみられるにしても、整備された学問的・産業的インフラ不足のため、直ちにそれが発展途上国に受容されうるとは限らないこと、核開発コストは低下してきたとはいえず、いぜんとしてそれには巨額の経費が必要なこと。また核開発決定から達成

↘ 286-287頁。

25) Ibid., pp. 73-85.

26) M.Reiss, Conclusion: Nuclear Proliferation After the Cold War, in M. Reiss & R.S. Litwak (eds.), Nuclear Proliferation After the Cold War, 1994, pp. 336, 341. この立場は「技術的決定主義」(technological determinism or scientific and bureaucratic determinism) ともいわれる。Gardner, op. cit., pp. 79-81.

までの長いタイムラグ、核関連資機材・技術の輸出管理の強化とそれにもなう開発期間やコストの増加、それに核開発をめぐる透明性の増大に対する新しい高い科学・技術の貢献、たとえば開発疑惑国の核物質や核兵器のリアルタイムな探知と破壊能力の向上などがあげられている²⁷⁾。

しかし、高い開発コストや高度に整備された科学的インフラの欠如を理由に、第3世界の開発途上国による核開発において、科学・技術的要因のもつ意義を軽視することは許されるべきではない。これにはソ連崩壊による核関連科学者の第3世界への拡散という問題とも関連をもつが、より重要なことは **WMD** やその運搬手段の開発をめざす軍事技術オリンピックでは、必ずしも金・銀メダルを取る必要はなく、銅メダルで十分だということである。ある程度の科学・技術的インフラが整っていれば、非核保有国家が核兵器や運搬手段を手に入れる上で、試験済みの既存のより古い技術があれば十分である。もちろん米ロ 両核大国の核兵器庫は、多様な核弾頭、各種ミサイルその他の運搬手段、複雑な C^3I (もっと現代的には C^4ISR , 以下同じ) ネットワークなどからなり、その整備には最高度の科学・技術や膨大な財政支出を必要とし、第3世界諸国や非国家アクター (テロ組織) ではおよそ不可能である。だが、初歩的な核兵器や弾道および巡航ミサイルを生産するには1960年代の科学・技術水準で十分で、しかもそれらに必要な情報は公開済みで、すべてそれを公然と取得できることが忘れられてはならない。このように考えれば、第3世界における核拡散にとって、科学・技術モデルはやはり軽視できないことは明らかであろう²⁸⁾。

27) A. Sands, *The Impact of New Technologies on Nuclear Weapons Proliferation*, in Reiss & Litwak (eds.), *op. cit.*, pp. 259-261, 270-272. もっともサンズは、最新の科学・技術と核開発との関係について論じているのであって、現実の第3世界における核開発が、古いタイプの科学・技術で可能であることを否定するものではない。グラハムは、冷戦崩壊後の「核不拡散勝利」戦略を支える10項目のなかの6番目として、核開発コストの高さをあげている。T.W. Graham, *op. cit.*, ACT, Sept. 1991, p. 11.

28) P.D. Zimmerman, "Proliferation: Bronze Medal Technology is Enough", *Obis*, Winter 1994, pp. 67-70.

これまで核拡散問題をめぐり「需要」側の四つの基本的な動機について述べてきたが、ここでまず確認しておきたい点は、科学・技術モデルの位置づけについてである。この視点は重要ではあるが、科学・技術知識の発展や分散は抑えきれものではなく、核不拡散政策との直接的な関係を論ずることは困難であろう。あえて関係づけるとすれば、科学・技術モデルは国内政治モデルの枠内で処理することも可能であり、この意味ではサガンが核拡散の基本誘因として科学・技術モデルを軽視し、前記のような3要素にとどめたことも理解できなくはない。

つぎに確認しておきたい点は、3要素のなかで安全保障モデルの相対的な優位性は納得できるにしても、それよりもっと重要なことは「需要」側からする核拡散の促進要因は多元的であり、したがって核不拡散対策も必然的に多様化せざるをえないことを認識することである。すなわち、単一の対策は将来の核拡散の解決につながらないとの確認の上になちながら、問題は多様な具体的対策の間の優先順位をどうつけるか、また対策が相互に矛盾する場合そのバランスをどうするかである²⁹⁾。ところで、こうした諸対策の性格や政策間の関係が問題となるとき、もっとも論議をよぶ項目は制裁、とくに武力行使の位置づけであろう。核不拡散対策として武力行使を認めない立場もあるが、筆者はのちに述べる理由でそれには反対である。それはともあれ、以下しばらくアメリカの政策を中心に、核拡散問題と武力行使との関係について考察することにした。

核不拡散対策と武力行使

アメリカには、核拡散問題をめぐって「楽観主義（現実主義）」(proliferation optimism) と「悲観主義（懐疑主義）」(proliferation pessimism) との対立がある。前者は K.N. ウォルツや J.J. マェシヤイマーによって代表され、核拡散と国際政治の安定性とは矛盾しないとする点で、

29) Sagan, op. cit., pp. 85-86.

その見解はまさしく楽観主義的である。しかしその一方で、かれらは核拡散は不可避免的で、アメリカの不拡散政策をもってしてもただそれを遅らせるだけで、阻止はできないとの立場をとり、その悲観主義は前述の楽観主義と奇妙な相関関係にある。その根拠としては、まず核兵器について B. ブロディなどのいう「絶対兵器」(Absolute Weapons) 論にあり、核兵器の出現で核をふくむ軍事力の発動がきわめて困難か、不可能になったことがあげられる。核世界では、いかなる国家も相手国による核報復への恐れから軍事力行使を抑制されるため、核兵器をもつことで国際関係はむしろ安定化を増す³⁰⁾。これは何も奇妙な考え方ではなく、核抑止論における「最小限抑止」(finite deterrence)、「対都市ないし対価値抑止」(countercity or value deterrence)あるいは「存在抑止」(existential deterrence)の論理からすれば当然の帰結で、しかもそれは冷戦期の米ソ2極間の抑止にのみ妥当するのではなく、冷戦後の多極間抑止にも基本的に有効に機能すると主張する³¹⁾。

もっともこの「楽観主義」論者も、敵の先制第1撃で味方の核報復力が壊滅させられる危険は避けるべきで、そのためには敵のそうした攻撃に確実に生き残りうる、非脆弱化された第2撃核兵力(unvulnerable second-strike nuclear capabilities)を整備する必要性は認める。しかし、それは何も核大国のみに許されるものではなく、「最小限抑止」論にたたざるをえない第3世界における新規の核保有国家でも、いろいろの理由をあげてそうした第2撃核能力の確保は可能だという。たとえば核戦力の非脆弱化をめぐり、ミサイル発射基地の分散や格納のための洞窟利用など、中国軍部による「ロー・テク」解決はその一例である。また C³I ネットワークの不備に根ざす「偶発的な核戦争」(accidental nuclear war)あるいは「意図的

30) D.J.Karl, "Proliferation Pessimism and Emerging Nuclear Powers", *International Security*, Winter 1996/97, pp. 89-90; S.D. Sagan, "The Perils of Proliferation: Organization Theory, Deterrence Theory, and the Spread of Nuclear Weapons", *Ibid.*, Spring 1994, pp. 70-71.

31) Karl, *op. cit.*, pp. 107-108.

でない核戦争」(inadvertent or unauthorized nuclear war)の危険が問題にされるが、こうした批判に対しても「悲観主義」論者は、逆に高いコストの複雑かつ機械化されたC³Iネットワークがはらむ危険性、それに代わる小規模核兵力の素朴な管理体制、相手国との政治的な意思疎通努力のもつ利点をあげて反論する³²⁾。

以上の核拡散をめぐる「楽観主義」に対して、アメリカでも圧倒的多数の「悲観主義」論者は、核拡散が今日の国際政治における不安定化要因であり、とくに冷戦後の第3世界で進行する核拡散と米ソ2極に代わる核世界の多極化について、将来新規の核兵器国やテロ組織によるアメリカ本土や海外米軍基地に対する核攻撃の可能性をもふくめ、かれらはそれらに対して深刻な危機感を表明する。それだけに「楽観主義」者のいう核拡散の不可避論には反対で、何とか核拡散を封じ込め(nuclear hedging)、できれば核開発の放棄(nuclear reversal)を追求しようとする。この意味では、かれらは核不拡散の将来について一種の「楽観主義」にたっているわけだが、以下しばらく、この「悲観主義」論の特徴について考察することにした。

「悲観主義」論者は、まず冷戦期の米ソ2極中心の核状況と、冷戦後の多極化核世界との間に存在する根本的な差異を強調する。それは核兵器国の増加で国際政治が不安定化するという問題にとどまらず、冷戦後の核状況が「ならず者国家」に代表される非合理的な政治指導、民主的なシビリアン・コントロールの欠如などと結びつくことによって、核戦争の危機は大きく促進される。国家指導者のいかなる行動も、相手側の小規模核兵力によって抑制されるというが、そうした「楽観主義」者の見方は間違っている。その見方の根底にある国家は基本的に合理的な判断で行動する、という前提には問題がある³³⁾。合理的な行動はあくまでも前提であって、実際は国家の指導部は非合理的な政治判断と無縁ではありえない。具体的なケー

32) *Ibid.*, pp. 103-106, 108-111, 112-115.

33) Sagan, *International Security*, Spring 1994, pp. 102-103.

スとして、「予防戦争」(preventive war) 構想をあげることができる。その軍事戦略の歴史的系譜からも明らかなように、アメリカにおいても早くからしばしば「予防戦争」の構想がだされており、同じような政策路線が、民主的なシビリアン・コントロールに欠陥のある第3世界の新参の核兵器国には無縁だとは、到底思われなからである³⁴⁾。

また安定的な核抑止の必須条件のひとつとして、核保有国の核戦力について偶発あるいは非権限的な使用の危険性をなくすための措置があり、ウォルトなど核拡散の「楽観主義」論者は、そうした危険も一時的で容易にそれを封じ込めることができるというが、「悲観主義」論者はつぎのような理由をあげて反論する。アメリカの過去の事例に照らしてみれば、C³I ネットワークの高度化は望ましいにしても、その一方でそれが複雑化すればするほど、機材メカニズムに起因する「偶発事故」また人間的誤算にもとづく「非権限的戦争」の可能性は増大する。そうした危険から完全に無縁な核兵器庫をつくることはきわめて困難だし、平時はともあれ緊急事態になれば、その危険性は間違いなく助長される³⁵⁾。もっともこのことは、第3世界地域における新規の核兵器国について、「楽観主義」論者がいのような高度なC³I ネットワークに代わる素朴な「ロー・テク」核管理の妥当性を擁護しようとするものではない。つぎに核兵力の非脆弱化をめぐる問題であるが、「楽観主義」論者はその重要性を認めたとうえで小規模核兵力の場合の非脆弱化の容易さを主張するが、「悲観主義」論者はこれにも反対である。その理由として、小規模核戦力のもつ有利さを全面的に否定するものではないが、核報復力の残存性を確保するためには、やはり地下格納ICBMや弾道ミサイル潜水艦などによる本格的な非脆弱化対策が望ましい。第3世界の新規の核保有国にとって、巨額の財政支出を必要とするそうした非脆弱化はきわめて困難であるだけでなく、非脆弱化政策に対する職業

34) Ibid., pp. 74-82; Karl, op. cit., pp. 95-98.

35) Sagan, *International Security*, Spring 1994, pp. 92-102; D.L. Brito & M.D. Intriligator, "Proliferation and Probability of War", *Journal of Conflict Resolution*, March 1996, pp. 212-213.

軍人層の消極性や反発という組織論上の障害もあり、この点アメリカや中国の核戦力の非脆弱化をめぐる歴史的経験は説得的であった。また非脆弱化には、核兵器やミサイルなどハード・ウェアの整備にとどまらず、その指揮・管制のためのソフト・ウェアの生き残りもふくまれることはいうまでもない³⁶⁾。

核抑止論との関連でいえば、核拡散の「楽観主義」論者が「最小限抑止」ドクトリンから出発するのに対して、「悲観主義」論者は「最大限抑止」(infinite deterrence)を基本とする。別のいい方をすれば、それはたとえ核戦争になっても論理的にしろそれに「勝ち残る」態勢を追求する「対兵力戦略」(counterforce strategy)にたつことを意味する。第2次大戦後のアメリカ軍事戦略の基本はこの「対兵力戦略」にあり、それに見合うかたちでアメリカの核不拡散政策も、その根本はこの「悲観主義」路線にあったことはもちろんである³⁷⁾。

ところで、これまで述べてきた核拡散の多角的な促進要因に対応しようとするため、アメリカを主軸とする今日の核不拡散政策は、当然ながら多様性という特徴をもつことになる。その多様性の具体的な内容は、大別すれば①外交交渉 ②「制裁」(sanctions) ③武力行使となろう。一口に外交交渉といっても多様で、核開発疑惑国をふくむ二国および多国間、またIAEAや国連など国際機関をとおしての交渉もある。NPT—IAEA レジームによる核不拡散政策については、核貿易管理や保障措置に関連してすでにふれたし、また核保有や核開発の廃棄のための誘因を介在させた国家間および国際機関による交渉も、これまで試みられてきたし、現在も進行中である。「制裁」は外交交渉と武力行使の中間的選択であり、そのもっとも強制的かつ典型的なものは経済制裁で、それは戦争への飛び石、すなわち武力行使への道を開く強制行動の一種とされ、武力行使と制裁を「二つの強

36) Sagan, *International Security*, Spring 1994, pp. 85–93.

37) Karl, *op. cit.*, p. 92.

制手段」(two coercive instruments)としてまとめる考え方もある³⁸⁾。

核不拡散対策としての武力行使となれば、何といてもアメリカの役割を無視して論ずることはできない。したがって本節では、アメリカの核不拡散政策の歴史のなかで武力行使を回顧することからはじめるが、まず確認しておきたいのは、その構想は何も最近になって提起されたものではないということである。もっとも論者によっては、核不拡散政策における武力行使の源流を1950年代に盛んに論議された「予防戦争」論に求める立場もあるが、それは必ずしも適切とは思われない。確かに1950年代トルーマン政権のもとで、「予防戦争」構想に対する軍部首脳への支持は高いものがあつたし、またアイゼンハワー政権のもとでも「プロジェクト・コントロール」研究のように、政府首脳部内で「予防戦争」構想に対する関心の再生を明らかに指摘できる。しかし、核軍拡競争の過程において国家が「予防戦争」を問題にする場合、そこでは二つのケースが区別される。すなわち、①相手が核開発をすすめているが、まだ核保有にいたらない核拡散のケース、②相手が小規模ながらすでに核兵器をもっており、急速にそれを強化しようとしている場合³⁹⁾。1950年代における「予防戦争」論議は②のケースに該当し、それは「垂直的核拡散」とは関係があるにしても、「水平的核拡散」という本来の核拡散対策における武力行使の源流としては不適切である。

アメリカの核不拡散政策にとっての重要課題は、何といてもフランスと中国の核開発にいかに対処するかであった。とくに武力行使をふくむ対策がはじめて真剣に論議された点で、1950年半ばにはじまった中国の核開発への対応は決定的に重要であり、武力行使政策の源流をここに求めることは妥当である。フランスの核開発に対してもアメリカはきびしい態度を

38) D. Cortright & G.A. Lopez, "Bombs, Carrots, and Sticks: The Use of Incentives and Sanctions", ACT, March 2005, pp. 19-20.

39) Sagan, *International Security*, Spring 1994, pp. 74-75, 77-81.

とり、それが形式的にしるフランスの NATO からの脱退の原因となるが、それでも中国の場合とは比べものにならない。このことはまた、アメリカの核不拡散政策におけるダブル・スタンダードの原型とみることもできる。その後のイスラエルの核保有とアラブ諸国の核開発に対するアメリカの対応には、中国・フランスの場合と同じく大きな落差がみられたし、またイラクや北朝鮮の核開発に対する武力行使をもふくめたアメリカのきびしい姿勢は、パキスタンによる核開発（カーン博士のグローバルな核闇市活動をもふくむ）に対するアメリカの穏健な政策とは対照的である。そこにはアフガニスタンにおける対タリバン戦争をすすめる上での戦略的配慮が働いていたことは明らかで、同じようなことは最近の米印間の核技術協定の締結にも当てはまる。この協定でアメリカは、インド核実験に対してこれまでとってきた経済援助の停止など限定的な報復措置をも放棄したが、それは将来の中国の脅威や急成長するインド経済への対応という戦略的考慮とも関係があったとされる。

中国の核開発・実験を制約・阻止するアメリカの対策として、ケネディ政権は部分核停条約の締結促進などの外交手段もすすめたが、一方では必要ならば武力行使の可能性をも積極的に追求した。最近新たに公表された秘密文書に基づいてかかれた論文によれば、ケネディ大統領や側近は、中国の核保有をアメリカの安全保障にとって深刻な脅威と受け止め、中国ロブノールの核関連施設に対する空爆など軍事力の発動を真剣に考えたという。それもアメリカ単独ではなく、最後までソ連の拒否姿勢に変化はなかったにもせよ、中ソ対立（1950年末ソ連は対中核開発援助を停止）下のソ連との協同行動が執拗に検討された。のみならず、国民（台湾）政府の強い働きかけもあって、中国ロブノール核基地の完全な破壊のため、台湾政府軍を主体とする空輸部隊の投入まで論議されていた。ジャーナリズム関係では、対中国軍事行動の可能性と必要性を主張する右派 S. オルソップの評

論が注目を集めた⁴⁰⁾。

もちろん中国の核施設に対する軍事作戦構想には、その実現可能性や結果の危険性をめぐりきびしい批判もだされた。たとえば、国務省の政策作成責任者 W. ロストウのスタッフの一人 R.H. ジョンソンを中心に起草された中国の核実験および核能力にかんする報告書（1963年10月）は、アメリカの圧倒的な軍事的優位の継続を前提としながら、将来強化される中国核兵力もアジアの軍事バランスを根本的に変えるものでないことを強調した。中国核保有の政治的意味はもちろん軽視できないが、それもアメリカの防衛公約の再確認など、これまでの基本姿勢の堅持で対応できるとされた⁴¹⁾。また台湾政府側は、中国核施設に対する空輸兵力によるコマンド作戦を提唱し、それにかんする空輸などの技術支援をアメリカ側に求めた。対中武力行使には好意的であった安全保障特別補佐官 M. バンディも、台湾軍との協同作戦は成功しないだけでなく、中ソ間の再連帯化を促進し、米中間の全面戦争の引き金にもなりかねないと反対した。蒋介石の息子の蒋経国が数回渡米し、この問題について折衝したが、アメリカ側の態度は一貫して消極的であった⁴²⁾。

ケネディ大統領暗殺後のジョンソン政権においても、中国の核開発に対する予防戦争的な武力行使計画は、いぜんとして論議の対象になっていた。前出 R. H. ジョンソンを中心とする研究チームのジョンソン政権になってか

40) W. Burr & J.T. Richelson, “Stangle the Baby in the Cradle: The U.S. and the Chinese Nuclear Program, 1960–64”, *International Security*, Winter 2000/01, pp. 54–57. この間の米ソ間協力については、アメリカ側は取引材料として NATO の MNF 構想の放棄を示し、交渉のため特使として元駐ソ米大使 A. ハリマンがモスコワを訪問、またケネディ政府関係者もしばしば駐米ソ連大使ドブレイニンと接触した。Ibid., pp. 67–72. もちろんこれには、西ドイツからののはげしい反発があり、政府内における反対派の代表は J. マックロイであった。J. Gavin, “Blasts from the Past: Proliferation Lessons from the 1960s”, *International Security*, Winter 2004/05, pp. 124–126. ジャーナリズムの動向については Burr & Richelson, op. cit., pp. 73–74.

41) Ibid., pp. 76–78.

42) Ibid., pp. 72–73.

らの報告書（1964年4月）は、なお武力行使にかんする四つの方法を掲げていた。すなわち、①中国の核施設に対するアメリカ空軍の通常兵器による攻撃、②中国国内のアメリカ秘密工作員による中国核施設に対する地上攻撃、③台湾政府空軍による攻撃、④台湾政府のサボタージュ・チームの空からの投入⁴³⁾。また中国による核実験後、これへの対処をめぐり前国防次官 R. ギルパトリックを長とする検討委員会が開かれ、討議のなかで四つの選択肢が示されたが、その最後の項目として軍事力の発動が取り上げられていた⁴⁴⁾。しかし、その一方で R. H. ジョンソンの1964年4月の報告でも、上記のような武力行使のマイナス面が明確に認識されていた。理由としては、①中国の核開発関連施設の攻撃目標について、すべてを事前に探知することは不可能なこと、②たとえ攻撃に成功しても、それは中国の核保有のテンポを数年遅らせるに過ぎないこと、③中国軍による台湾や在日米軍基地に対する報復攻撃の可能性、④アメリカに対する国際批判の高まりをはじめ、大きな外交的マイナスを覚悟しなければならないこと⁴⁵⁾。

さらにこれに加えて、中国に対する武力行使については、きびしい中ソ対立下にもかかわらず、ソ連との協同行動はもちろん、ソ連の承認はおろか黙認さえ望めないという事情もあった。そこでアメリカはこれに代わる路線として、当時ソ連がもっとも嫌っていた NATO の MNF 構想の放棄という犠牲を払う一方、ソ連との協力のもとで NPT の締結を柱とするグローバルな核不拡散体制の確立をはかり、この米ソ間デタントのなかで中国の国際的孤立化を追求することになった。前出 R. H. ジョンソン報告の基調もここにあったし、それは1965年1月に発表されたギルパトリック委員会報告にも継承され、ジョンソン政権の公式路線として定着する。1965年6月28日付けジョンソン大統領の国家安全保障行動メモは、このギルパトリック委員会報告を前提としていたし、9月15日國務省で開かれたジョンソ

43) *Ibid.*, p. 80.

44) *Gavin*, *op. cit.*, pp. 108-110, 115-116, 135.

45) *Burr & Rechelson*, *op. cit.*, pp. 80-81.

ン政権の最高首脳会議でも、中国の核実験を黙認し、いかなるかたちにせよ対中国軍事行動の放棄が最終的に決定された。数週間後に大統領選挙を控えていたという事情も、この決定に若干のインパクトを与えていたとみることができる⁴⁶⁾。

1970年代は、中国・フランス核保有の既成事実化がすすむ一方、米ソ間デタント下における軍縮・軍備管理の進展、NPT レジームのもとでの核不拡散対策の整備のなかで、非核兵器国による核開発への衝動が比較的抑制された時期であった。しかし、1980年代に入ると、米ソ間デタントの崩壊と「新冷戦」の到来とともに、対ソ軍事戦略面の要請が大きく台頭し、核不拡散など軍備管理上の課題への関心は後退をよぎなくされた。たとえば、ソ連軍のアフガニスタン侵攻に対処する戦略的要請から、アメリカはパキスタンに対する経済制裁を緩和したが、それは同国による核開発の進展を疑いなく容易にした⁴⁷⁾。核拡散問題がアメリカの戦略課題として再び大きく表面化するのには、米ソ冷戦崩壊後の国際政治の構造的変化によるものであった。すなわち、核大国ソ連の脅威の消滅、これに代わる新しい脅威としての第3世界諸国における核開発、これに対する NPT レジームの対応能力の限界などが、「超超大国」アメリカの圧倒的な軍事力や「一極覇権」（「新帝国主義」）ともあいまって、アメリカの核不拡散対策における「単独行動主義」（**unilateralism**）と武力行使への傾斜に大きく拍車をかけることになった⁴⁸⁾。

原子力施設に対する武力行使を広くとれば、すでにふれた1981年バグダット郊外の研究用原子炉に対するイスラエル軍の空爆、1984年イラン・イラク戦争中のイラク空軍によるイラン原発工場への爆撃があげられる。しかし、アメリカを主体とする核不拡散のための国際的な武力行使となれば、1991年1月の湾岸戦争（作戦名「砂漠の嵐」）が決定的に重要である。

46) *Ibid.*, pp. 86–89; Gavin, *op. cit.*, pp. 129–130.

47) Gardner, *op. cit.*, pp. 46–47; Cortright & Lopez, *op. cit.*, p. 24.

48) 山田「前掲論文」244–253頁参照。

その戦争目的のひとつにイラク核施設の軍事力による破壊があり、また実際に **AL Tuwaitha** の核施設への攻撃が公然となされたわけで、この意味でも湾岸戦争は、核不拡散の歴史に新しい章を加えるものとなった⁴⁹⁾。

核不拡散政策における武力行使の方向は、その後もアメリカの対策のなかに継承され、ますます現実性をつよめていった。クリントン政権下では、たとえば1993年当時の北朝鮮による核開発疑惑をめぐり、国防総省が北朝鮮の核開発関連施設に先制攻撃をかけることを計画し、日本側もこれに同調する動きをみせた事例がある⁵⁰⁾。またこの武力行使路線を裏書きするかのようになり、核開発や小規模核兵力保有の戦略的な無意味性を相手に印象付ける手段として、**MD** システムの開発・配備の方針が打ち出され、正当化されたし、1993年12月には当時の **L. アスピン** 国防長官によって「核拡散対抗構想」(**Counterproliferation Initiative, CPI**) が発表された。賛否両論のためこの構想が直ちに政府内で定着したわけではないが、その趣旨はつぎの点にあった。すなわち、敵の核開発が抑止されなければ、「単独主義」的な軍事力の発動もやむをえず、したがってそれと同時に敵の報復的な **WMD** の使用に対して自国を防衛しうる体制、いい換えれば **WMD** の使用をもふくむ将来の戦争に対処し、それに勝ち残りうる能力の整備がそこでは要請されていた⁵¹⁾。

ブッシュ政権のもとで、「核拡散対抗構想」はさらに徹底化され、その核不拡散戦略の眼目は核開発疑惑の危険な政治体制の変革におかれ、それはイラク戦争というかたちで実践に移された。イラク戦争には、もちろん石油採掘権やテロ対策、フセイン独裁体制打倒と中近東地域の民主化などの諸要因が介在していたが、イラクにおける核開発疑惑の払拭も、その戦争目的のなかにははっきり組み込まれていた。しかし、2005年3月イラクの **WMD** にかんする米独立委員会報告で、戦争前の **WMD** 開発疑惑が最終的

49) Müller, Fischer & Kötter, *op. cit.*, pp. 131–132.

50) 山田「前掲論文」261–262頁。

51) 山田「前掲論文」262頁。D.J. Karl, *op. cit.*, pp. 87–88.

に否定され⁵²⁾、戦争目的は急速にイラクおよび中近東地域の民主化に切り替えられたが、その本質に変化のあろうはずはなかった。イラク戦争の特徴を要約すれば、つぎのようになる。①それが有効な国際的合意ではなく、「有志連合」で強行されたこと、②中近東地域における武力による民主化の矛盾と限界が明らかにされたこと。その後、アメリカの武力行使路線にかなりの反省がみられるが、だからといってそれが放棄されたわけではない。たとえば、イランの核開発問題をめぐりいぜんとしてその「体制変革」がいわれ、アメリカおよびイスラエルはイラン核兵力の展開を阻止ないし遅らせるために、核施設に対して核兵器をもふくむ「先制攻撃」を發動するかもしれないとの観測がなされてきたし、両国ともその可能性を決して否定しなかったからである⁵³⁾。

ところで、核不拡散政策における武力行使の具体的内容は何かといえば、そこには多様な選択肢が考えられる。まず防衛的な領域でいえば、何よりも MD システムの開発・配備があげられる。ついで攻撃面では、核開発国の関連施設に対する軍事攻撃と破壊、核開発を推進する政治体制の打倒である。これにはイラク戦争のような大規模な作戦も考えられるが、かつて中国の核実験阻止で問題とされ、現在のイラン核開発でもいわれている構想、すなわち核開発関連施設など限定的な目標に対する小規模作戦（空爆やコマンド兵力による攻撃）をふくむ多様な手段があげられている⁵⁴⁾。こうした武力行使でもっとも問題になるのは、これまでブッシュ政権が推進

52) イラク核兵器調査団の2003年10月の中間報告も、イラク WMD 能力は本質的に湾岸戦争とその後の査察活動で破壊されており、決して再建されなかったことを明らかにしている。SIPRI Yearbook 2005, p. 567.

53) Ibid., pp. 562–563; S.M. Hersh, “The Coming Wars: What the Pentagon can Now do in Secret”, *The New Yorker*, Jan. 24–31, 2005, pp. 41–44; Hersh, “The Iran Plans”, *Ibid.*, April 2006, pp. 30, 35–37. CFR ミーティング「イランの核開発に打つ手はあるのか」『論座』2006年6月号281–284頁の R.M. ゲレットの発言参照。イスラエルについては、たとえば A. Penketh, “Israel refuses to rule out attack on Iran”, *Independent*, 27 Jan., 2005, p. 25.

54) Hersh, *op. cit.*, pp. 44–46; J.F. Filat, “Responding to Proliferation: A Role for Nonlethal Defense?”, in Reiss & Litwak (eds.), *op. cit.*, pp. 281–282.

してきた新しい国家軍事戦略の内容である。なぜなら、2001年早々に発表された NPR' 02や翌年9月公表の新しい国家安全保障戦略では、ブッシュ政権が「ならず者」あるいは「悪の枢軸」と名指した国家の核兵力や核関連施設に対する核攻撃まで容認され、しかも核攻撃の場合にはますます不可避となる「先制攻撃」に訴える必要性がそこでは強調されているからである。ところで核兵器の使用となれば、従来からいわれてきたように攻撃に伴う「付带的損害」(collateral civilian damage)の徹底的な削減、そのためのひとつの重要な対策として小型核兵器(TNT換算5キロトン未満)の開発と配備がある。別のいい方をすれば、「非致命的防衛」(nonlethal defense)の追求ということになる。この考え方は決して新しいものではないが、冷戦後の国際政治の構造変化、「核拡散対抗」構想による武力行使路線の突出、それを支える新しい技術の成熟などで、「非致命的防衛」はいっそう現実的な課題として関心を集めることになった⁵⁵⁾。

小型核兵器といっても、ここで問題になるのは地下貫通型のそれである。地上の諸施設への攻撃ならば簡単だが、地下深く格納された硬基地の核兵器や C³I ネットワーク、核関連施設の破壊となれば話は別で、しかも今日の核開発疑惑国家の攻撃目標はおおよそそうした状況下にある。地下の堅固化された目標でも、高い命中精度のミサイルであれば地上爆発型核でも破壊できるといわれるが、膨大な「付带的損害」を伴うとなれば非現実的である。その問題解決のためには地下貫通型小型核兵器が不可欠で、貫通能力が岩石で数メートル、土壌で30メートルの TNT 火薬5~10キロトンの核爆発力ならば深度約1000メートルの硬基地に対しても有効だといわれる。現在のアメリカ核兵器庫で B61-11 が唯一の地下貫通型であるが、その能力に限界があるのでブッシュ政権は新型の開発に積極的に取り組んできた。しかし、その方針は連邦議会における D. ホブソン下院議員(オハイオ州選出共和党)などの反対勢力のため、はかばかしい進展をみせていないが、

55) Filat, *op. cit.*, pp. 275-281, 285-289.

それは何も核兵器反対の立場に起因するものではない。冷戦期の遺産そのままの現在アメリカの核兵器庫について、第3世界諸国の核開発など冷戦後の新しい脅威に対応できるよう整理・改革することからはじめるべきで、地下貫通型小型核の開発だけを突出させるべきではないというのが、かれらのおもな反対理由とされた。こうした状況の一方で、軍部は巨大な地下貫通型通常兵器（MOP）の開発・実験にも精力的に取り組んでいる⁵⁶。地下貫通型兵器の開発と核不拡散との関連でいえば、アメリカが大きく削減された「付帯的損害」で、「ならず者国家」の地下格納 WMD を先制（予防）攻撃で破壊しうる能力をもつことになれば、それらの国家の WMD は無価値となり、結果的に核不拡散の前進につながるというわけである⁵⁷。

締めくくりの論議

——とくに武力行使問題について——

今後の核不拡散対策の前進についてまず強調しなければならないのは、IAEA の活動を軸とする NPT レジームの強化である。核貿易管理については PSI、保障措置については「追加議定書」を取り上げ、本文でその強化の方向を示しておいたが、とくに後者では署名が107カ国、73カ国で発効しているに過ぎない（2006年1月現在）という支持基盤の狭さがやはり問題となる⁵⁸。ところで、核貿易管理の強化や保障措置の改善をふくめ、NPT レジームの強化に際して基本的に留意すべきは、つぎの3点である。まず

56) R.Speed & M.May, "Dangerous Doctrine", BAS, March/April 2005, pp. 41-43; "Congress Cuts Nuclear Bunker Buster Again", ACT, Dec. 2005, p. 23; S. Schwartz, "Warheads Aren't Forever", BAS, Sept./Oct. 2005, pp. 59-62. 江畑謙介「米国が新型核兵器開発を（当面）やめた理由」『世界週報』2006年2月28日号44-45頁。江畑「MOP 貫徹爆弾の意味するもの」『同誌』2006年6月13日号46-47頁。ホブソン議員が中心となってすすめている「信頼できる交替弾頭」（Reliable Replacement Warhead, RRW）計画については R.W. Nelson, "If it Ain't Broke: The Already Reliable U.S. Nuclear Arsenal", ACT, April 2006, pp. 18-23.

57) Ibid., pp. 43-45. 山田「前掲論文」261-262頁。

58) 外務省軍縮不拡散・科学部編集『前掲書』73頁。

は対象国の国家主権、民族的自立性を不当に侵害してはならないということである。もっともこれはケース・バイ・ケースで判断せざるをえず、一般的基準を示すことは困難であろう。

つぎにもっと重要な問題は、いうまでもなく非核兵器国による原子力平和利用の権利の保障である。確かに現在の NPT 体制のもとでは、非核兵器国がウラン濃縮と使用済み核燃料の再処理（プルトニウム生産）のための技術と施設を保有し、兵器級の核物質をもつことは違法ではなく、その能力をもった国家が核不拡散公約からの脱退（NPT からの脱退は10条1項で合法）を決意すれば、数カ月で核兵器は生産できる⁵⁹⁾。したがって、原子力平和利用の権利を制限しようとするブッシュ大統領の提案も理解できなくはないが、それが平和利用の権利の侵害につながるとなれば、NPT レジームの根幹を揺るがす大問題となる。ポイントは平和利用に必要な核燃料の供給を保証しつつ、自発的に自国のウラン濃縮およびプルトニウム生産能力の開発を放棄するインセンティブをいかにつくるかにある。これについては米口両国からも具体的な提案がなされたが、モハメド・エルバラダイ事務局長の提案以来、IAEA が一貫して主張してきた核燃料サイクルの国際管理構想はとくに注目される。すなわち、2005年3月のIAEA諮問委員会の答申によれば、民生用ウラン濃縮とプルトニウム抽出施設を「多国間管理」のもとに移し、それで非核兵器国の原子力の平和利用に必要な核燃料の供給を保証しようとするもので、困難はあるにもせよその具体化が切に望まれる。さらに NPT レジーム強化の第3点として、これまたその重要な柱である核兵器国、とくに米口両国における核軍縮の前進があり、この点すでに前掲「山田論文」のなかで強調しておいた。

今後の核不拡散政策においていまひとつ重要な問題は、武力行使をめぐる評価である。武力行使に大きく依存する「核拡散対抗構想」路線が、イラク戦争からも明らかのように、核拡散問題の解決につながらないことに

59) 『同書』78-79頁。

についてはすでにふれた。また2003年12月リビアによる核開発放棄についても、アメリカのネオコンなど右派勢力の間では、イラク戦争という核疑惑に対する軍事力発動の衝撃が決め手になったとの見方が一般的だが、必ずしも正しいとはいえない。リビア核放棄の場合、軍事的圧力が無関係だとは決していえないが、それは唯一の要因ではなかったし、もっとも重要な要因でもなかった。米英両国は、早くから国連などの公式ルートおよび秘密交渉で、国交回復か経済制裁の強化かという「飴と鞭」(carrots and sticks)の外交工作をすすめてきており、これがリビア国内の経済困窮化とそれに基づく国際社会復帰願望の高まりと結びつき、核開発放棄につながったとの見方が有力である⁶⁰⁾。また1993年3月、南アフリカ共和国は現有6個と製造中の1個の核兵器の放棄を宣言したが、それは外部からする軍事的圧力とはまったく無縁であった。むしろ対外的脅威の消滅、すなわち1975年にはじまったアンゴラ駐留キューバ軍の増強など、ソ連膨張主義の南アフリカ共和国に対する安全保障上の脅威が、米ソ冷戦の崩壊で過去のものとなったという平和環境の形成こそ、同国の核放棄の主要な決定要因であったことは明らかである⁶¹⁾。

それでは核不拡散対策において、武力行使という選択肢は全面的に否定されるべきものかといえば、そうとは考えられない。筆者はこれまで同様、きびしい条件付ながら武力行使の可能性を認める立場をとるが、以下その理由について列挙して説明する。

(1) まず第1に、核拡散阻止は国際的な協同行動であり、またそうでなけ

60) 山田「前掲論文」267頁。B.W. Jentleson & C.A. Whytock, "Who 'Won' Libya? The Force-Diplomacy Debate and Its Implications for Theory and Policy", *International Security*, Winter 2005/06, pp. 47-48, 75. Cortright & Lopez, *op. cit.*, pp. 23-24. その(注)に引用の資料も参照。

61) D. Howlett & J. Simson, "Nuclearization and Denuclearization in South Africa", *Survival*, Autumn 1993, pp. 154-173; J.W. deVilliers, R. Jardine & M. Reiss, "Why South Africa Gave up the Bomb", *Foreign Affairs*, Nov./Dec. 1993, pp. 98-109. 国末憲人「南アフリカの核廃棄」山田・吉川元編『なぜ核はなくなるのか?』所収149-152頁。

れば成功しないということに留意したい。協同する他の国々が軍事力を持ち、核不拡散政策として武力行使を決定した場合、協同行動の一員としての日本の態度はどうか。現行の非武装憲法その他を理由に武力行使を放棄させるよう他国を説得するか、それが不可能ならば協同行動から離脱するのか。あるいはこのたびのイラク戦争に対する日本の態度のように、日本国憲法の極端な拡大解釈のもとに、協同行動に参画しながら具体的な方針として非軍事的な行動を志向するという行き方もあるが、それも実質的には武力行使の容認以外の何ものでもない。それには平和主義の立場から反対で、軍事的な協同行動から離脱する方針をとるにしても、軍事行動がつづいている限りでは、核不拡散対策における武力行使そのものは容認したことにならざるをえない。

また核拡散問題には、すでにふれたように多様な促進要因が考えられ、したがってそれをまったく単独なかたちで処理できない場合があり、ほかの国際問題とのからみ合いで武力行使が正当化されることもありうる。典型的には湾岸戦争前のイラクによる核開発のケースで、それはイラク軍によるクェート侵攻と不可分のかたちでの処理を迫られ、これがイラク核拡散に対する武力行使路線を決定的なものとした。要するに、他の国際問題との密接な関連において、核不拡散対策における武力行使が容認されることがあるということである。

(2) 第2の論点は、軍事力の準備と発動との区別である。もちろん両者は密接に関連しているが、不可分ではないということである。戦力の放棄すなわち非武装主義は、理想主義の主張として尊重すべきであるし、また特殊な事情のもとでは実際の政策として採択されることも可能である。しかし、今日の世界でそれが広く実現されるには、「百年河清を待つ」の感を禁じえない。日本の非武装主義をめぐる論議はあとに回すとして、核拡散問題解決のための外交交渉を後ろから支える要素として、政治・経済・人権など多くの分野の項目があげられるが、それらとともに軍事的圧力の役割はやはり軽視できないのではないか。

イラン核開発問題との関連でいえば、アメリカが対イラン先制攻撃という選択肢を完全に放棄したわけではないが、これまで英仏独が中心ですすめてきた対イラン外交交渉に参画するかたちで、その外交路線の転換をはかったことは注目されてよい。これは危険な軍事路線が一応棚上げされる一方、英仏独による対イラン交渉にアメリカの強力な軍事的圧力が加わったわけで、対イラン交渉における転機を意味したからである。もっとも、それが直ちにイランで再開されたウラン濃縮の前段階に当たる転換作業の放棄につながるはずはなく、停止の実現はそれに対する「見返り」措置の内容と密接な関係をもっている。米英中仏口の国連安保常任理事国とドイツの6ヵ国が2006年6月提示した「包括的見返り案」には、軽水炉建設支援や核燃料供給の一定期間保障などの項目はあるが、安全保障には何ら触れていないとされる。核開発疑惑国との外交交渉において、相手国の開発放棄の代償としての軍事的措置、たとえば消極的および積極的な安全保障の誓約と提供は重要である。北朝鮮の場合も同様であるが、今後イランについて軍事攻撃はしない、体制存続という安全保証がいかなるかたちでなされるのか⁶²⁾。またイラン政府があくまで外交的妥結を拒否すれば、問題は国連安保理にもちだされることになるが、イラン核疑惑をめぐり関係諸国の提出した決議案に中ロ両国が最後まで同調しなかった場合、アメリカはどうするのか。ブッシュ政権本来の方針にしたがいが、アメリカは安保理枠外の「有志連合」による軍事制裁の発動に踏み切ることになるのか。

つぎに実際的な武力行使についてであるが、そこでは三つの条件が満足される必要がある。まず軍事力の発動では、いかなるかたちにせよ核兵器の使用は禁止されなければならない。つぎに武力行使に踏みだすにしても、それは外交や非軍事的な諸手段をとりつくした後の最後の手段でなければならない。第3に、武力行使はたとえば国連安保理決議など、納得できる

62) Jentleson & Whytock, *op. cit.*, pp. 81-83 は、リビアの核開発放棄を可能にした六つの要素を掲げ、その第3項目としてカダフィ体制の変革路線の放棄の意義を強調している。

国際的合意によって裏打ちされていなければならないこと。湾岸戦争では、イラクに対する武力行使は国連安保理決議678で承認されていたが、イラク戦争はドイツやフランスなどの反対で、そのような国際的合意とは無縁であった。すでにふれておいたようにブッシュ政権は「有志連合」をもちだすが、それは「単独行動主義」の双生児以外の何ものでもなかった⁶³⁾。

(3) 国際テロリズムとのたたかいかや将来の対中国戦略を念頭に現在進行中の米軍再編問題に関連して、日米安保体制の強化（日米間の軍事的一体化）と日本国憲法第9条の改悪（自衛隊の海外派兵や日米間集団的自衛権の公式承認など）の動きが顕在化しつつある。そうした時期に、核不拡散政策について原則的にしる武力行使を認める見解は、護憲の立場からする反対運動に水を差すものだと批判がある。しかし、こうした批判は必ずしも適切とは思われない。なぜなら、核拡散阻止をめざす国際的協同行動の一環としての武力行使と、米軍再編下でさらに緊迫化した憲法改正問題とは、無関係とはいえないまでも理論的には別の問題である。すでに述べたように核拡散阻止のための国際的共同行動は、日本が参画するかしないか、また参画方式がどうであれ、政策上の選択肢として武力行使を採ることは可能である。これに対して現行憲法第9条の改正問題は、やはり何といても米軍再編下の日米安保体制と不可分の結びつきのなかで理解されなければならないからである。

今後の日米安保体制のもとで、日米両国間の軍事的一体化とアメリカに対する日本の軍事的・財政的な肩代わりは確実に進行するであろう。しかも、それがアメリカのグローバルなテロ対策や対中国戦略上の配慮のもとで推進されるとすれば、それは日本の対米主体性の拡大につながるだけでなく、中国をはじめアジア諸国との関係を悪化させることにもなりかねない。一部には、日米安保体制に主体的に参画することによって、はじめて日本の対米自立性の拡大を要求できるという趣旨の議論があるが、そ

63) 山田「前掲論文」256-257頁。

れはアメリカの意図への追随を正当化するだけの謬論である。日米関係を基本的に尊重しながらも、中国をはじめアジア諸国との友好関係を増進し、長期的展望としては東北アジア地域集団安保システムの方向を旨とする方向こそ、日本の外交的自主性と国益の増大につながりうる⁶⁴⁾。要するに、現在の日米安保体制の堅持と強化が前提とされる限り、筆者としては憲法第9条の改正、集団的自衛権に基づくいかなる武力行使にも反対である。ただし、日米安保体制の変容や東北アジア地域集団安保システムの形成がすすむ過程においては、第9条をふくむ憲法改正が改めて提起される必要のあることについて、最後に付言しておきたい。

64) 山田『現代アメリカの軍事戦略と日本』432-438頁。